

新潟県条例第47号

新潟県国土交通省所管公共用財産管理条例の一部を改正する条例

新潟県国土交通省所管公共用財産管理条例（平成12年新潟県条例第39号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
(使用料) 第8条 (略) 2 前項の規定にかかわらず、許可の期間が1月未満の場合の使用料の額は、別表第1に定める基準により算出した額に、 <u>1.08</u> を乗じて得た額（その額が100円に満たない場合にあつては、100円）とする。 3～6 (略)	(使用料) 第8条 (略) 2 前項の規定にかかわらず、許可の期間が1月未満の場合の使用料の額は、別表第1に定める基準により算出した額に、 <u>1.05</u> を乗じて得た額（その額が100円に満たない場合にあつては、100円）とする。 3～6 (略)

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第8条第2項の規定は、この条例の施行の日以後に徴収すべき使用料について適用し、同日前に徴収すべき使用料については、なお従前の例による。